

志布志市定住支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内への定着を促進し、人口減少の解消を図るため、自らが居住する住宅を取得する者に対し、予算の範囲内で定住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、自らが居住するための住宅の新築又は購入に係る費用とする。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の対象となる者（次条において「対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年1月1日から同年12月31日までに本市内に自らが居住するための住宅を取得し、及び現に居住していること。
- (2) 現に居住する住宅に、引き続き5年以上継続して居住する意思を有していること。
- (3) 自治会に加入し、地域の活動へ積極的に参画する意思を有していること。
- (4) 過去に本市から住宅の取得に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 公共事業による補償等に伴う住宅の取得でないこと。
- (6) 対象者の属する世帯全員が市税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 基本額
- (2) 市内の施工業者と建築請負契約を締結し、自らが居住するための住宅を新築した場合 30万円
- (3) 申請時において、対象者（夫婦又はパートナーシップ宣誓制度に基づき、宣誓書を受理されたパートナーシップの場合は、その双方）の年齢が39歳以下の場合 50万円
- (4) 申請時において、対象者（夫婦又はパートナーシップ宣誓制度に基づき、宣誓書を受理されたパートナーシップの場合は、その双方）の年齢が40歳以上44歳以下の場合 30万円

(5) 対象者の世帯に18歳未満の世帯員（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）がいる場合 1人につき20万円
（補助金の交付申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、定住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、令和9年3月31日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 自治会加入証明書（様式第3号）
- (3) 市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第4号）
- (4) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- (5) 住宅の取得に係る建築請負契約書又は売買契約書の写し
- (6) 住宅の登記事項証明書
- (7) 住宅の平面図、位置図及び外観写真
- (8) 地方公共団体が発行するパートナーシップ宣誓に係る受理証明書の写し
（パートナーシップ宣誓をした者に限る。）

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに当該補助金の交付決定及び額を確定し、その旨を定住支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第5号。以下「決定等通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第7条 決定等通知書の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を請求しようとするときは、定住支援事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還請求）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、定住支援事業補助金全部（一部）取消通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するとともに、定住支援事業補助金返還通知書（様式第8号）により返還を請求するものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 全部返還 次のいずれかに該当した場合

ア 交付申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。

イ 補助金の申請日から3年未満の間に市外に転出したとき。

(2) 半額返還 補助金の申請日から3年以上5年未満の間に市外に転出したとき。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けた日の属する月の翌月末日までに、返還金を市長に返還するものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。